

## 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省1(I-9-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)		生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること(施策目標I-9-2) 基本目標I:安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9:全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること					担当部局名	保険局医療介護連携政策課 医療費適正化対策推進室	作成責任者名	保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室長 新畠 覚也	
施策の概要		特定健康診査(以下「特定健診」という。)・特定保健指導は、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が共通に取り組む保健事業である。本施策では、特定健診・特定保健指導の実施による糖尿病等の発症・重症化の予防により医療費適正化を図る。									
施策実現のための背景・課題		1	平成29年度時点の特定健診の受診者は約2,860万人であり、平成20年度時点の受診者約2,000万人と比較して増加している。特定健診の実施率は全保険者平均で約53%であり、目標の70%には及ばないものの、保険者、医療機関、健診実施機関、専門職等の取組によって着実に実施され、実施率は向上している。他方、平成29年度時点の特定保健指導の全保険者平均の実施率は約20%であり、目標の45%を上回る優良な保険者も一部あるが、保険者間の差が大きく、特定保健指導の趣旨への理解は十分とは言えない。								
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係					達成目標の設定理由				
		目標1 (課題1)	特定健診・特定保健指導を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する。					特定保健指導は、保険者が健診結果により内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解した上で実践につなげられるよう、専門職等が個別に介入するものである。こうした対象者の個別性を重視した効果的な保健指導の実施により、加入者の健康の保持・向上や医療費適正化等がはかられるため。			
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		年度ごとの実績値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
①	特定健診実施率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連・社会保障分野1.4】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	・毎年、前年度以上 ・令和5年度において70%以上	毎年／令和5年度	平成29年度 前年度(51.4%)以上	平成30年度 前年度以上	令和元年度 前年度以上	令和2年度 前年度以上	令和3年度 前年度以上	
②	特定保健指導実施率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連・社会保障分野1.4】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	—	・毎年、前年度以上 ・令和5年度に45%以上	毎年／令和5年度	前年度(18.8%)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	高齢者の医療の確保に関する法律第8条第1項の規定に基づき定める計画(第二期(平成25年度～29年度)及び第三期医療費適正化計画(平成30～35年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。 第三期医療費適正化計画においては、平成35年度に40歳から74歳までの対象者の70%以上が特定健診を受診することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の実施率とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:50.1%、平成28年度実績:51.4%
3	メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連・社会保障分野1.4】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	—	平成20年度	・毎年、前年度以上減少 ・令和5年度において平成20年度と比べ25%以上の減少	毎年／令和5年度	前年度(15.5%)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	高齢者の医療の確保に関する法律第8条第1項の規定に基づき定める計画(第二期(平成25年度～29年度)及び第三期医療費適正化計画(平成30～35年度))に定める目標であり、本施策目標に合致したものであるため、測定指標として選定している。 第三期医療費適正化計画においては、平成35年度にメタボリックシンドロームの該当者及び予備群が平成20年度と比べて25%以上減少することを目標としており、当該目標を達成するため、各年度において前年度以上の減少とすることを目標値とする。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度実績:16.5%、平成28年度実績:15.5%

達成手段1		補正後予算額(執行額)	令和元年 度当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等			令和元年行政事業レビュー事業番号		
		平成29年 度	平成30年 度							
(1)	特定健康診査・保健指導に必要な経費 (平成20年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野1.4】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	226億円 (218億円)	226億円 (215億円)	226億円	1.2.3	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって医療費の適正化を図る。 【APのKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の数値を上昇させる効果があると見込んでいる】			318	
施策の予算額・執行額	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	政策評価実施予定期(評価予定表)	令和3年度			
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	22,578,093	22,578,093	22,677,108					
	補正予算(b)	0	0							
	繰越し等(c)	0	0							
	合計(d=a+b+c)	22,578,093	22,578,093	22,677,108						
	執行額(千円、e)	21,456,823								
関連税制	執行率(%、e/d)	95.0%								
				—						
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)					
	—			—	—					